

第3回 第9期高砂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

議事録

日時：令和5年10月31日（火）午後1時30分～

場所：高砂市役所南庁舎5階大会議室

次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 第9期計画素案について
- (2) 第2回策定委員会会議録（議事要旨）について
- (3) その他

3. 閉会

1. 開会

配布資料確認

委員長 あいさつ

2. 議題

(1) 第9期計画素案について

事務局

資料1についてご説明する前に、前回会議での指摘事項について、2点ご報告いたします。

まず1点目につきましては、資料1の62ページから第8期計画の評価に関連しまして、委員からご指摘のありました実績の件数について修正をしております。

2点目につきましては、委員長から、障がい者手帳をお持ちの方が障害者総合支援法から介護保険にシフトしていくという中で、それがどのぐらいの割合なのか、その対応というところについてご質問いただきました。その点につきまして障がい福祉課に確認しましたところ、障がいサービス利用者は令和4年度末時点で685人。その方たちが65歳高齢者になる人数は年間数人程度で、現在の障がい者手帳の交付状況は、障がい者手帳をお持ちの方が高齢者になるというよりも、既に65歳以上になられている方が手帳の交付申請をしているという傾向にあるということでした。また、サービスの利用の面でいうと、障がいサービスと介護サービスの両方の指定を取っている事業者もあり、そのまま利用は可能です。さらに費用の面でも65歳になり介護保険のヘルパーサービス利用になった場合でも、介護保険の利用負担分が後日還付されるため、障がいサービス利用時と変わらないものとなっているとのことでした。

「(1) 第9期計画素案について」、説明(P61～)

※資料1 第9期計画素案

委員

資料1の24ページですが、介護サービスの令和3年度、令和4年度の状況で、真ん中より下のほうに地域密着型通所介護が、令和3年度が回数で言えば82%、それが令和4年度では72%で下がって来ていると。そのもう少し下の認知症対応型共同生活介護はだいたい100%に近い状況があると。

これは予算に対しての部分だと思うのですが、一点は、地域密着型通所介護が少し下がっている状況がどういった理由なのか、もしわかりましたら教えていただきたいと思います。それから、先ほど施設の整備についてお話があったのですが、認知症対応型共同生活介護については100%近い利用があって、空きがあるのかどうか。それで第9期計画において整備を行わないのか。地域密着型通所介護については、利用が減ってきているので整備を行いませんというのは少しわかるのですが、その二点をお聞きしたいと思います。

委員長

この質問について、事務局からいかがでしょうか。よく目標値に対して実績値が100%というのは、

ニーズを十分に満たしているかどうかというところで、意外にニーズはあるけれども整備が追い付いてなくて100%になってしまっているということは障がい福祉とかではよくある話なので。

事務局

グループホームにつきましては、若干の空きがある状況ということもあるのですが、見える化システムで、認知症対応型共同生活介護の人口10万人当たりのサービス事業所の数が比較されております。兵庫県の平均が8.1、高砂市は9.0で、平均より高くなっており、近隣の加古川市、明石市については、兵庫県の平均より下回っているという状況です。高砂市の場合は、平均より上回っておりますので、整備の必要がないという判断です。

24ページの地域密着通所介護の利用者数ですが、コロナの影響があったというところもあるかと思いますが、正確なところは、申し訳ございません、把握できておりません。

委員

はい、わかりました。

委員長

グループホーム自体は、平均値を上回っているところでの整備の必要なしという理解でいいのですか。ニーズが実は隠れているという心配は、大丈夫なのですか。

事務局

グループホームの待機者数、空き状況についてはご報告を毎月いただいております。それからすると、空きが出て来ているという状況で、整備の必要はないと今のところ判断しております。

委員長

はい、ありがとうございます。

では、ほかにいかがでしょうか。

委員

資料1の76ページにあります人材確保で、毎年、「ミニ面接会」が開催されて、去年は私も参加させていただきました、ありがとうございます。目標が4回で実績が2回という形になっているのですが、こういった福祉業界の面接に来られた求職者が、実際に仕事に就いている状況は調査の中でどれくらいの人数なのかなど。前回はちょっと少なめの参加者だったと思うのですが、その前は20名くらいの参加者があったとお聞きしました。実際にそういった面接会を行って、こういった事業所と施設の仕事に就いた方がどれくらいいらっしゃいますか。

あと、76ページの「②2人体制の訪問看護師・訪問介護員に対する補助の導入」という部分で、この補助というのはどういうことなのか教えていただければと思います。

事務局

「ミニ面接会」で就職された方ですが、去年は把握しておりませんが、一昨年につきましては2名

の方が福祉事業所に就職されたと聞いております。

事務局

「2人体制の訪問看護師・訪問介護員に対する補助の導入」につきましては、令和4年度から実施しております。暴力等の対策で、2人訪問の同意が得られた場合は報酬をいただけるのですが、同意が得られない場合に、暴力対策で訪問する際の補助を兵庫県と共同で実施している事業になります。

委員

はい、ありがとうございます。

うちも介護事業所を幾つかさせていただいているのですが、今、一番の喫緊の問題が職員の確保です。今、働いている方についても年齢がだいぶ上がってきておまして、また定年を迎えるというようになってきております。なかなか求人を出しても反応がない。今スマートフォンが普及して、求職をされる方がスマートフォンから届く紹介や派遣から入って来るので、どうしても私たちがハローワークさんとか、折り込みチラシの求人情報に出させていただいたとしても、そこからではなくて派遣紹介というところから案内が来るということになれば、やはり通常の金額ではなく、さらにプラスの金額でお話をさせていただかないといけない。事業所としてはどうしても職員が必要なので来ていただくしかない。そうすることで、アンケートの中にありましたように、なかなか報酬が上がらない中で、職員たちにより良い報酬をとということも難しい状況になります。派遣や紹介を使わずに直接的にいいお話をできる環境が今後、使えればいいと思いますので、またいろいろと人材確保についてはしっかりとお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長

はい、ありがとうございます。

この2021年と2022年の目標が4回で実績が2回は、やはりコロナの関係ですか。

事務局

委員長がおっしゃる通りコロナの影響でなかなか開催が進まなかったということで、2回にとどまっているところです。

委員長

今年度は4回できそうですか。4回してもすぐまばらになって閑散とするのだったら、2回にして集中させるのも一つかなと思うので、回数に拘る必要はないかなとは思っています。

ほか、いかがでしょうか。

委員

資料1の86ページの一番下に「生きがい対応型デイサービス延利用者人数」が載っているのですが、生きがい対応型デイサービスをご利用になっておられる要支援認定の方が総合事業のデイに行く、生きがい対応型デイサービスに行けなくなるため、実際ご利用者さんから「どうなのか」という声をケアマネジャーとして聞いています。パツンと割るのではなくて、グラデーション的にどうにか

ならないのか、整理できるのであればご検討いただきたいというのが一つ。

もう一つ、97 ページの介護人材の確保のところですが、主な施策の4つ目「研修の受講費用の一部助成」に関しては、具体的にどの職種に対するどのような研修みたいなものか、想定で結構ですのでイメージがあるようでしたら教えていただければと思います。

事務局

まず、86 ページの生きがい対応型デイの利用についてです。グラデーション型ですが、介護予防事業としまして、利用の制限がそれぞれにあることによって、総合事業に進まれる方は生きがい対応型デイはご遠慮いたたくという形でのグラデーションを考えている状況です。介護予防事業の生きがい対応型デイやふれあいいいききサロン、先ほど言われた総合事業、その全体の中でグラデーションをつけています。今後の事業の進め方については、今後もずっと検討していきますので、またご意見があれば教えてください。

事務局

「研修の受講費用の一部助成」ですが、兵庫県の補助を活用する予定をしております。詳細は正直、今のところは決まっています。現場の方のご意見を実際にお伺いしながら、検討してまいりたいと思いますので、その際にご協力をよろしくお願いいたします。

委員

ありがとうございます。

委員

資料1の90 ページの一番下の「福祉利用タクシーの利用件数」ですが、令和4年度が1,507 枚で、令和8年度は15,000 枚と、極端に増えているのですが、これはなぜか教えていただきたいと思いません。

事務局

令和4年度と令和5年度からの福祉利用タクシー利用券を交付できる対象者が変わっており、令和4年度は要介護認定の方だけでしたが、今年度から要支援の方と運転免許を返納された方にも拡大しております。実際の交付枚数や利用枚数が増えている状況を踏まえて、数値を設定しております。

委員

わかりました。

委員長

確かに数値だけ見るとびっくりするくらい増えているけれども、そういう事情があるということですね。

委員

87 ページの「③総合事業の実施」で、令和4年度は新規指標となっているのですが、これは実人数でしょうか、延べ人数でしょうか。

事務局

指標名のところにありますように、延べの利用者数です。月々の利用された方を合計する形を考えております。

委員

訪問型Cで年間だいたい10人ちょっと、3か月に週1回から2回しているのですが、恐らく、数字が合わないかなと。

事務局

回数ではなく、その月に利用された人を月々で延べにしていくという意味です。例えばですが、4月にお一人の方が5回利用されて、5月に5回利用されても、4月、5月で2人ということになります。回数のほうがよろしいですか。

委員

延べ人数のほうがわかりやすいのかなと思います。

事務局

わかりました。検討します。ありがとうございます。

委員

もう一点、101ページの小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の施設の整備というのが、なかなか実現しにくいところかなと思いますが、高砂市としては何が難しいと捉えられているのか、教えていただければと思います。

事務局

事業者の方からお伺いしているのは、経営が難しいというのが一つです。特養などは場所の確保が難しいという話がありますが、小規模多機能などは場所の確保というよりは経営面で採算がとりにくいというお話を聞いております。

委員

人がなかなか集まらないというか、集めるにしてもお金がかかるということも、現実的にはあると思うので、なかなか踏み出せないということかなと思います。また、事業所としてできるかどうかということもあるかも知れませんが、よろしくお願いします。

委員長

87ページは実績でいくのか、人数でいくのかというところは要検討ですね。

小規模多機能と看護小規模多機能は本当に経営が難しいとどこも言っていますが、本当に地域で安心して暮らしていくという意味では、すごく大切な事業所だと思いますので、そういう意味で整備を進めていくということは強く推進していく必要があるだろうと思います。

委員

資料1の90ページの「⑦介護者への支援」という項目のところで、いるかの会の開催回数、子いるかの会の開催回数、すずらんの会の開催回数がそれぞれあげられているのですが、これはそれぞれの会で決定して開催している数をあげられたのでしょうか。

私はそれぞれの会が、それぞれの会で決定した、年間行事としてあげた回数をそのままもってきておられるかなと思ったのですが、どういう形で数字をあげられたのですか。

事務局

88ページの【今後の方向性】の下から二つ目の○を見ていただきたいのですが、この回数というのは「介護者のつどいへの後方支援」をする上で、今、それぞれの会のほうに年間の開催回数を伺いまして、入れている回数になっています。

委員

それは、支援に当たりますか。それぞれの会の実施数ですよ。

事務局

はい、後方支援で、実際に開催されるのはもちろんつどいの方々だという認識は十分しております。あくまでも開催がスムーズにできるような形での支援をさせていただくという意味で後方支援という書き方をしているのですが、別の表現がよいかについては、またご相談できたらと思います。

委員

少なくとも、すずらんの会、いるかの会は、それぞれ社会福祉協議会や市役所の中の健康増進課が事務局という形で支援があるのですが、子いるかの会に関しては後方支援がないですよ。それで、会場を借りるのでさえもお金を払って会場を借りるという形です。全然、後方支援をしてもらっているという実感がありません。だから、どういう形を後方支援と考えていらっしゃるのか聞きたいですし、今後、どのようにやっていただけるのか知りたいです。

事務局

今後、協議させていただきます。

委員長

そういう意味では、後方支援といった時の開催回数というのが、やや違和感を感じるかなど。具体的に何を支援するのかというところがあるべき内容ですよ。あくまでも、開催回数というのは各団体が行っている集まりや会合の回数にすぎないだけで、その開催をするために市としてどういう支援をするのか。先ほどおっしゃっていたように、子いるかの会で、例えば会場費が要るのだったら、そ

の会場費の負担をしますとなれば、ある程度、皆さんが納得されて、そこまでしてくれるんだとなるかも知れないですが、開催回数だけだったら、ともすれば、なぜしないのかという話になりかねない、あまり良くない関係性になっていきそうな気がします。ここの表現は気を付けてもらったほうがいいかと思うのと、また実際にどういう支援が必要かというところは話し合いをしてもらわないとわからないと思いますので、そこはコミュニケーションをとっていただく必要が出てくるかなと思います。

委員

先ほどの委員のお話で、介護者のつどいの後方支援は社会福祉協議会がさせていただいております。また、介護者のつどいという形で地域包括支援センターが委託を受けて実施をさせていただいております。ただ、その辺は市のほうが方針を出していただいているという形になるかと思うのですが、今、委員がおっしゃってくださった文言のところで修正をと思います。先ほど紹介のありました 88 ページの下から二つ目の○のところで、「介護者のつどいへの後方支援をします」と書かれているのですが、93 ページの上から二つ目の○のところは「介護者のつどいへの後方支援のあり方を検討していきま

す」となっておりますので、「介護者のつどいへの後方支援をします」と、93 ページは修正していただいたほうがいいのかなと思うのですが。

続いてもう一点は、97 ページの【施策の方向性】の○の三つ目のところです。「『高齢者認定家事援助ヘルパー』を養成します」ということですが、現在どれくらいの人数のヘルパーさんがいらっしゃるのか。それで、こういう人数をそれぞれ指標に入れてはどうかという提案です。この二点、よろしくをお願いします。

事務局

介護者のつどいに関する表現につきましては、文章や評価指標についても今後、話を詰めて変更する可能性もありますので、それを踏まえて 93 ページのほうもどうしていくか考えていきたいと思

委員

はい、よろしく願いいたします。

委員長

もう一つ、97 ページのところですね。「高齢者認定家事援助ヘルパー」が何人くらいかと。

事務局

ヘルパー研修の受講者は出ているのですが、実際の活動に結び付いていないため、なかなか評価指標にはしにくいと考えております。

委員

ヘルパーとして活動しているかどうかではなくて、ヘルパーを養成しますということなので、今後、総合事業の関係で、例えば令和 6 年、令和 7 年、令和 8 年とどれくらいの養成をする予定があるかというのを指標に入れてはどうですか。

委員長

あくまでも書いている内容が「養成します」なので、それが実際に結び付いているかというところは、表現的には一応、問わないところにはなるのかなと。

事務局

はい。今後、検討します。

委員長

具体的に数字でいくと、それなりの数は養成されていますか。多分、認知症サポーターと同じような感じではないですか。養成はするが実動は難しいという。本当はそこを解決しないといけないのですが。

委員

89 ページの「②地域包括支援センターの体制強化」のところで、「3職種チーム数」というのと、「いほ相談室の相談体制の整備」と書いてあるのですが、どういう意味でしょうか。

委員長

3職種チーム数は、社会福祉士、保健師、主任ケアマネのチーム数で、5ということは計15人いるというのは何となくわかったのですが、下の「いほ相談室の相談体制の整備」というのはどういう意味でしょうか。

事務局

3職種は、おっしゃる通りです。

「いほ相談室の相談体制の整備」は、地域包括支援センターは今、高砂の松波町という割と南のほうにありますが、地域の真ん中のほうの相談拠点として伊保の旧幼稚園をリフォームして整備している場所の名前で「いほ相談室」となっております。地域包括支援センターの一部としてあげさせていただいております。

委員長

地域包括支援センターが、「ユーアイ帆っとセンター」から全部そちらに移るのではなくて、分室みたいな、サテライトみたいな感じということですか。

事務局

補足させていただきます。先ほどの「いほ相談室」に関しては、旧の伊保幼稚園跡に福祉の総合相談センターを現在建設中でして、令和6年4月から竣工する予定になっております。そのセンターの中に地域包括支援センターを整備します。先ほど、委員長もおっしゃったように、現在は高砂町の「ユーアイ帆っとセンター」の中に全て入っているのですが、それを分割して設置するというので、市内の相談の拠点が今はユーアイ帆っとセンター1か所ですが、できる限り中央部分にもということで、

伊保のそのセンターの中にも分割して設置し、体制を整えようという指標でございます。

3職種のチーム数が一つ増えているというのも、その伊保のセンターが開所するのに合わせて、できれば1チーム増員し、より細かい対応ができるようにというところであげております。

委員長

はい、ありがとうございます。

充実するということですね。

委員

わかりました。

委員長

ただ、一方で人員が本当に集まるのか、大きな問題は抱えているかなと思いますが。

委員

93 ページですが、五つ目の一番下の行「見守りカメラの設置を引き続き進めます」と書かれていますが、今は何台で、どのくらいを目標になど、もしあるのであれば教えてください。次のページの【評価指標】の「④認知症の人に対する地域連携の推進」に入ってくるのかなと思うのですが、この辺りは整合性があるほうがわかりやすいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

見守りカメラの設置は、当初盛り込んでいたのですが、実現が難しくなったため修正する予定でした。修正漏れですので、ここは修正させていただきます。

委員

はい、わかりました。

委員長

この見守りカメラは、町中にカメラを設置するという感じなのですか。

事務局

もともと加古川市などがされているのですが、見守りカメラをつけて、犯罪の抑止であるとか、子どもさんや認知症高齢者の方がタグを持って歩いた時に検知する機能をカメラ機能と合わせて付けようと検討はしていたのですが、そのカメラにいわゆるタグを検知する機能を付けるということを実現するのが難しく、今の市の方針としてなくなってしまったのです。見守りカメラ自体は防犯の観点からあるのですが、この認知症高齢者の動向の部分に関してのリンクがしにくいのかなというところで、ここは文言を整理させていただきたいと思います。

委員長

はい、わかりました。

いろいろなところに多分カメラが設置されていて、監視されているような気はしてしまうけれど、そのデータを使ったほうが絶対いいような気が個人的にはすごくします。

委員

認知症の人が事故を起こした時の保険のことは、ここに入っていないですか。高砂市独自でやっていると思うのですが。

事務局

はい、行っておりますが、加入されている方の数は、あえてあげていません。

委員長

あげていない理由は何かあるのですか。

事務局

SOSネットワークに登録していただく方のうち、条件に合致する方について、その保険の加入をしているような状況です。SOSネットワークのほうに登録している人の数が多いので、そちらを指標としてあげておりますので、保険の数はあげておりません。

委員

90 ページの「⑧移動支援施策の実施」で、先ほど、福祉タクシー利用券対象者をすごく幅広く増やしたというご説明があったのですが、52 ページのアンケートのところで「総合事業サービスで特に充実させるべきもの」ということで、「訪問型サービスD（移動支援）」とか、53 ページの「インフォーマルサービスの不足状況」に外出時の付き添いサービス等が不足しているとか、高齢者の方が外出する時の支援が必要というのが問題提起されていたと思うのですが、その対策の一つとして、利用券対象者を増やされたということだと思っておりますが、例えば、この総合事業の移動支援をご検討された結果が、こちらのタクシー券になったと理解してよろしいのでしょうか。

事務局

総合事業のほうの移動支援というのは、高砂市の中では、今のところ難しくて、今使っているタクシー券は令和3年の10月からこの制度が開始されているのですが、皆さんにまだ十分使っていないということで、こちらのほうでまずはしようかなと考えた次第です。

事務局

その点について、補足させていただきます。先ほど、ご意見をいただいた分に加えて、88 ページの一番下の○で、前段はタクシー券の利便性のことを書かせていただいております。そして、後段に「また、市の公共交通部局と連携しながら、高齢者の移動支援の充実に向け検討・協議を行います」と文章でサラッと書いているのですが、ここは全庁的に一番大事なところだと認識はしておりますので、今後、公共交通との関係で市の計画を立てると聞いておりますので、そちらのほ

うで併せて検討していきたいと考えております。

委員

ありがとうございます。

委員

先ほどのタクシー券のことにに関してですが、高砂市は1回500円の券が配布されていると聞いているのですが、合っていますでしょうか。加古川市にこの助成がありますが、高砂市は1回につき500円までだと思うのですが、加古川市の場合は使いたい分だけ使えると聞いています。利用者からすると1回500円というのは、本当にタクシー代がすごく高いので使いたいだけ使えるというようにはできないものではないでしょうか。

事務局

1度に使える枚数についてですが、これまでのさまざまな会議の中でも複数枚利用ができないのかというご意見をいただいております。複数枚利用等、少しでも利便性が高まるようにということで、今、検討を進めているところです。

委員

ありがとうございました。引き続き別の質問です。

先ほど、委員から3つの家族会への支援についてお話があって、子いるかの会には支援がないみたいなことを言っていたのですが、私はいるかの会にも所属していて、子いるかの会にも所属している者ですが、いるかの会も子いるかの会もメインの活動場所が「ユアアイ帆っとセンター」なのですが、有料の交流スペースを使う場合の部屋代が家族会の中からではなく、社協のほうから出ていると聞いています。子いるか会には事務局がありませんので、窓口というか、担当という形でいるかの会の事務局の方と同じ方が事務局をさせていただいております。で、いるかの会が使用する有料の部屋代が社協のほうから出ているというのであれば、同じ家族会として子いるかの会には出ないのかということについて、社協の窓口でもお聞きしたことがあるのですが、事務局があるからいるかの会には出ていますと言われました、今年。その数年前に、市役所の地域福祉課、昔の高年介護課のほうでもこの件については一回ご相談に行かせていただいたことがあります。その時は、それは社協さんのほうにお任せしていますというお返事でした。市行政が社協に委託しているから、いるかの会に部屋代が出ている、子いるかの会は同じ認知症の家族会だけれども出ていない。お金を出す、出さないというのが事務局があるかないかで分けられる部分なのか。

委員

私の長年のモヤモヤで、この件に関してはずっと何でだろうなと思いつつ、いろいろ考えながら、事務局がないからやっぱりダメなのかと諦めてきたことではあるのですが、もし認知症の方への支援みたいな予算が出ているのであれば使わせてもらえればと思うのですが、その辺をお聞かせいただけたらと思います。

事務局

先ほども申し上げたのですが、個々できちんと協議をしていく必要があると考えておりますので、社協も含めて、今後どのようにしていくかということも含めて、相談させていただきたいと考えております。

委員

ありがとうございました。

委員

まず、市の考え方は一応、総合事業で、社協さんに一定、委託しているという考え方の中で、その後方支援をする、しないという判断については、当然、委託先である我々行政と受託先の社協さんで協議していく必要性があると思います。今のルール決めのようなものは、事務局がある、なして判断しているものでは恐らくないと思うのですが、その辺の考え方というのは社協さんとしてはどのようにお考えになっておられるのか、まず、その点をお聞かせいただきたいと思うのですが。

委員

社協に総合事業の中で委託しているとおっしゃったのですが、そうではなくて、家族支援という形で委託料の中で支援をさせていただいているのです。それは随分昔に市と社協でそういう支援をしていきましたということで、このお金を委託しますということで、これであるかの会さんの支援をさせていただいています。委託料だけではなく人もやはり相当、支援をさせていただいておりますので、その辺も含めてまた市さんとお話という形になります。委託料の中で。

委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

そういった中で、まず、その団体さんの設置目的、規約の考え方の整理も必要になってくるのかなとは思いますが。補助するに当たっては当然、いわゆる規約があってというところでの判断にもなるのかなと思いますので、またその辺は団体さんとも協議しながら対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

どうもありがとうございます。

子いるかの会のほうが後発になるのですよね。多分、そこがすごく大きな差が生まれてしまっているところになっているのかなと。当初、いるかの会があって、いるかの会の支援として社協が関わっているところからスタートしていて、で、その後発として子いるかの会が発足して、何か関連しているようで、どう関連付けていいかわからないというような、多分、そのフワッとした関係性が結構どこも続いているようなところはあると思うのですよ。それが整理し切れないまま、結局、市からの委託の中で補助が当初から決まっている中で、継続をしていると。それに対して、後発でできてきた子いるかの会をその補助対象にしているのかどうか、ちょっと難しい判断が社協側にもあるのかなと思いつつ聞いていて、それが整理されないままずっと来てしまっているのかなと印象がある

のですが、間違っていたらごめんなさい。

事務局

今の先生の思っいらっしゃるのも、一部、一致するところはあると思うのですが、多分、当初はいるかの会の中の一部分の人の集まりとしての子いるかの会という捉え方をしているの、言え、私たちが分けて書いてしまっているのですが、その整理も含めて、今後、必要かなと思っています。

委員長

ちょっとここで結論は出にくいところだと思うので、同じ認知症の家族会に対する支援というところにあまり差が出ないように、考えていっていただくということで、いったん線を引かせていただきたいと思います。

委員

97 ページの五つ目の「介護事業者や地域包括支援センターの事務負担軽減に向け」というところですが、高砂市では要介護の居宅サービスプランに関しては有効期間が2年ということで今年度、通知をいただいています。要支援のプランに関しては1年なんです。事務負担の軽減というのであれば、そのところをぜひ何か文言化して、「有効期間●●」までとは言いませんが、要介護に合うような形にさせていただくとか、国のほうの動向を見ていると残念ながら介護保険料は上がっても介護報酬は増えない状況ですので、そのところの事務負担軽減のために、もう少し明確に書いていただければと思うのです。書式や有効期間に関してですが、いかがでしょうか。

事務局

おっしゃっておられるケアプランについては、私たちも考えているところです。計画のところ、明記させていただくのは難しいかとは思いますが、ケアマネ事業所に向けては通知させていただきたいと考えております。その結論を通知する前に、高砂支部会さまともご協議させていただきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員

はい、ありがとうございます。

あと、電子化なのですが、他市ではケアプランデータ連携システムなどは、市がしっかり音頭をとってやっていると聞いていますが、その辺のところは明文化されるようなご予定はいかがでしょうか。これは皆がしないと全然、動かないシステムですので、一事業所でやっても何も楽にならないシステムです。どこかがしっかり旗を振らないと楽になりませんというものは、やはりここはしっかり計画に入れていただいて、本当に「旗を振ってやってください」と現場は思っていますので、何とかお願いできないでしょうか。

事務局

高砂市の登録が少ないという現状は、把握しております。担当としては頑張っまいりたいと思いましたが。計画に明記させていただくかどうかについては、申し訳ございません、検討させていただきます。

委員

ぜひぜひ、たくさん検討して、よろしくお願いします。

委員長

はい、ありがとうございます。

先週くらいに県の包括の会議に出ていた時に、どこも人が確保できないという同じような課題を抱えていて、思わずAIを入れてガンガンやっていったらいいんじゃないのと言ってしまっているのです。と言うのは、プランニングにAIを入れてしまって、で、入れるだけじゃなくて、最後に判断するのは介護支援専門員だと思うのです。要するに、出てきたものに対してこれでいいのかどうかという、最後にスクリーニングをかけるのは絶対、人じゃないといけないというのはあるのですけれども、そのようにして、負担軽減できる部分に関してはどんどんやっていかないと、結局、負担が残って、人がいなくなって負担が増えてと、ただただ悪循環に陥っているだけなんです、現場が。

その会議は、包括の機能強化だったので、包括に限ったことで話をしましたが、多分、典型的なそういう条件に入っているような気がしているのです。それは、結果的に介護支援専門員の方とか主任ケアマネなどもそうですが、求人を出しても来ないというのが、正しくそれを象徴しているかのような事態になっているという時に、やはり積極的にIT化をしていかないといけない。

もう一方で、IT化することで、蓄積されてくるデータを分析していくことで、予防などの施策は比較的打ちやすくなると思うのです。だから、そういう発展的な部分は、やはり考えて導入を積極的にしていくという方向性を出していかないといけないのと、大学などでもそうなのですが、IT化をすることでやはりついていけない人が出てきて、その人たちに対してハレーションが起こってくるのというのがありますが、そんなことを言われる状況ではないということを皆さんが多分、認識をしていかないといけないというのも一方で出て来ると思うのです。どこかで「エイヤー」とやらざるを得ないのかなと、個人的にずっと思っているのと、ここまで生成AIが身近なものになっているのだから、それを活用しないという手はないというのが一つです。

ただ、一方で気を付けないといけないのは、AIに関しては基礎データが蓄積されないと、ちゃんとしたものは出て来ないので、実はそのちゃんとしたデータがまだ福祉にはないというところで、そういう意味での導入を早める難しさはあると思うので、そこをちょっと整理して、この数年間の間に流れをつくっていかないと、正直、厳しいかなと。福祉業界に限らずですが、どこに行っても今、人がいない、事務負担が大変と同じことを言われるので、そういう流れは絶対どこかでつくっていかないといけないと思います。その第一歩を踏み出す高砂市であっていただけだと、僕はすごく嬉しいなと思いつつ、あまり負担もかけたくないと考えているところです。

いずれにしても、そういう流れは多かれ少なかれ出てくるのと、もう一方で多分、各事業所に任せて、各事業所がそれぞれのシステムを使ってしまうと、今度は集約がすごく難しくなるという問題が絶対に出てくるので、その部分です。集約をいかにしやすくするかという、行政的な立場での検討も必要になってくると思いますので、検討の視野の中に入れておいていただけるといいかなと思います。

委員

この会議に即さない質問かも知れないのですが、介護職の方にちょっとお聞きしたいのですが、私は歯科医師会の代表できております。最近、訪問診療に行くことがあるのですが、その患者さんによって、口の中の状況にかなり差があります。もう全くケアをされていない方から、恐らく家族の熱心な方がやっておられると思うのですがケアされている方まで。介護の中で、口の中のケアというのはどのような位置づけをされているのか、お聞きできたらと思います。もし、会にそぐわなければ議事録から削除していただいても結構です。世間話ということで教えていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長

はい、いかがでしょうか、現場の皆様方は。実態というところで、口腔ケアの部分について。

委員

介護支援専門員として、居宅に訪問をさせていただいて、アセスメントとって情報を収集させていただくのですが、その時にはお口の状況というのは、基本的には、「入れ歯がありますか」とか、「どのようにされていますか」みたいなところの確認はさせていただきますが、認知症の方で見るといけないというお口の方も、お勧めしても歯科になかなか行っていただけないという場合もあります。介護保険の申請をされる時には訪問調査が入りますので、その時にも口腔ケアのことは聞かれますので、お勧めをしてもつながらない場合もありますし、そこまでの自覚がないという場合もあるという感じです。あと、デイによりましては、口腔ケアの機能向上加算を取っているところもあります。

委員

点数があるのですか。

委員

あります。月に何回までで、何単位みたいにあります。あと、栄養スクリーニングだったり、その栄養士さんだったり、STさんだったり関わってくださっている場合もございます。お答えになっているでしょうか。

委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

委員長

明石の自立支援型のケアマネジメント会議に関わっているのですが、歯科衛生士とか栄養士とかが常に入っている状態で検討するのですね。口腔を誰も軽んじてはいないのですが、やはり歯科衛生士の方が定期的に口腔のことについて発言をしていくと、それをそこに参加している他の専門職が意識していくようになるので、そういう意味では、食べるとか栄養というのは口からなので、それは噛まないといけないということが大前提にあるというのが、我々はあまりにも当たり前になってきているのであまり意識しないというところがあります。それがお年寄りになって歯がないとか、入れ歯が合

っていないとか、食べにくさが出てくるとか、それが誤嚥につながるということを改めて専門職の方が話をされるのを定期的に毎月2回くらい聞いていると、自分も歯医者に行かないといけないなと思いますし、そういうアセスメントをしてくるようになります、介護支援専門員の方が。

なので、そういうことをいかに定期的に見聞きするか、やはり、これは集合研修では難しいのですよね。何百人に対して、ひとりがしゃべったところで、聞いているか、聞いていないかわからないという状況よりは、具体的なカンファレンスの中で歯のことについてきちっと言ってもらおうという意味では、すごく重要なところだろうと思ったりします。あとは、事業所に行っていると、行っているところはやはり口腔ケアなどいろいろやってくれるので、安心しているのですけれども、やはり、自宅に帰られた時ですよね。自分ではなかなかというところが出てくると思うので、その難しさはあるかなと。

今いただいたご意見等々を踏まえまして、また修正をして、その後パブコメに移っていくという感じですかね。文言の修正あるいは考え方、指標の変更というところもご指摘としてあったかと思しますので、その点はぎりぎりまで検討していただいて、修正をかけていただければいいかなと思います。

例えば、先ほどの話の中にあった「いほ相談室」のところなどは、もう少し詳しく書いたほうがいいのかと思います。結局、この冊子を見て、「いほ相談室」が出てきて、これは一体何なんだという話になりかねないので、その辺の表記の仕方ももう少し市民の方が読んでわかりやすいような形になっていくといいかなと思います。その点も含めて検討していただければと思います。

(2) 第2回策定委員会会議録（議事要旨）について

事務局

「(2) 第2回策定委員会会議録（議事要旨）について」、説明

委員長

はい、では皆さん、ご確認いただいて、何か修正等あれば、いつまでですか。

事務局

その都度で結構です。

委員長

ということですので、ご確認いただければと思います。

(3) その他

事務局

会議日程について説明

第4回：11月29日（水）13:30～ 場所：南庁舎5階大会議室

第5回：2月上旬予定（日程は第4回会議で諮る）

委員長

ということで、次回 11 月 29 日は素案の修正が出てくるということになると思います。第 5 回は年明け 2 月上旬で、多分、ここで完成という形になるかなと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

何かお気づきの点があれば、事務局のほうにご連絡いただければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3. 閉会

委員長

では、以上をもちまして「第 3 回 第 9 期高砂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を終わりにしたいと思ひます。

進行のほうを事務局にお返ししたいと思ひます。

事務局

委員長、ありがとうございました。

委員の皆様には長時間、ご協議いただきまして、誠にありがとうございました。それでは、本日の会議はこれで終了いたします。

再度の連絡にはなりますが、次回の開催は 11 月 29 日（水）の 13 時半からになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

以上